

山梨県アーティスト活動再開支援事業費補助金 Q&A

(令和5年2月6日)

1 【補助の対象となる事業について】

質問	回答
① 補助の対象となる文化芸術活動とは、どのような分野をさすのか？	文化芸術基本法第8条から第12条に規定される分野のうち、舞台公演や作品展示会を行うものをさします。具体的には、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊（第8条） ・映画、漫画、アニメーション、コンピュータ（第9条） ・雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊（第10条） ・講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱（第11条） ・茶道、華道、書道、食文化（第12条）
② どのような事業（イベント）が対象となるのか？	不特定多数の観客に対し行う舞台公演又は作品展示会の事業で以下の①～⑧の要件をすべて満たすもの。 ①文化芸術基本法第8条から第12条に規定する文化芸術のうち舞台公演又は展示を行う事業 ②令和4年10月1日から令和5年2月28日までの間に実施する事業 ③山梨県内において実施する事業 ④山梨県新型コロナウイルス感染症拡大への協力要請を遵守して行われる事業 ⑤宗教的又は政治的な宣伝意図を有するものでない事業 ⑥公序良俗に反するものでない事業 ⑦第三者の著作権、肖像権、商標権、その他権利を侵害しない事業 ⑧その他、法令等に違反しない事業 ただし、以下の例のような事業は対象外となります。 × 映画・アニメーション上映会等、施設での実演を伴わないメディア芸術事業 × ワークショップ等、講座に類する事業 ※ただし、補助対象事業内演出、企画の一部の事業であって、開催期間に実施するものであれば対象となります。 × 式典、会社説明会、学会等の講演会、トークショーに類する事業 × 自治会、大学、学校等のクラブ活動やサークル活動 × 観客が特定の会員、レッスン教室の生徒及び家族等のみに限定される事業（観客が不特定多数でないもの） × 寄付行為等を行ういわゆるチャリティーを目的とする事業 × 国又は地方公共団体が主催する又は主催者の構成員となっている事業 × 宗教的又は政治的な宣伝を目的とする事業 × 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある事業 × 第三者の著作権、肖像権、商標権、その他権利を侵害する事業 × その他、法令等に違反する事業 ※ 補助対象事業について、第三者から権利侵害、損害賠償などの主張や請求があった場合、補助対象者（申請者）の責任と負担で解決するものとし、山梨県及び山梨県アーティスト活動再開支援事業事務局は一切責任を負いません。
③ 入場料等を無料とする事業（イベント）は対象としないのか？	入場料等の有無に関わらず対象となります。
④ オンラインでの公演、作品展示会を考えているが、補助の対象になるのか？	今回の補助金は、実際の会場で行う舞台公演及び作品展示会を対象としており、オンラインでのための利用は対象になりません。
⑤ 既に予定していた公演や展示会を、補助事業として申請してもよいのか？	以下の要件をすべて満たす事業（イベント）であれば対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・定められた事業実施期間内に実施されるものであること。 令和4年10月1日～令和5年2月28日実施分 ※令和4年10月1日～令和5年2月15日までに実施した事業については、（様式第1ー1号）により令和5年2月15日までに申請があった場合は、遡って補助対象とします。 ※令和5年2月16日～令和5年2月28日までに実施する事業については、（様式第1号）により令和5年2月15日までに申請が必要です。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分になされているものであること。
⑥ 既に実施した事業（イベント）についても、補助してくれるのか？	これから実施する事業（イベント）を補助の対象としているため、既に事業（イベント）が完了したものは補助の対象となりません。但し、令和4年10月1日～令和5年2月15日までに実施した又は実施予定の事業については、令和5年2月15日までに申請・交付決定があった場合は、遡って補助対象とします。
⑦ 交付決定後に、施設や日程、演者又は作家に変更があった場合はどうすればよいのか？	使用する施設、申請日程の変更、費用の変更などがある場合は、事業実施前に「変更承認申請書（様式3号）」を提出し、承認する必要があります。ただし、変更の内容によっては、承認が必要ない場合もありますので、事務局へ事業実施前にお問い合わせください。

山梨県アーティスト活動再開支援事業費補助金 Q&A

2 【補助の対象となる経費について】

質問	回答
① 施設の付帯設備費や冷暖房費については補助対象経費とされるのか？	必要な要件を満たしている公演や展示であれば対象となります。交付申請書（様式第1号）の設備器具使用料欄に記載して申請してください。
② リハーサルや練習による会場使用料についても、補助の対象となるのか？	補助対象事業と同一の舞台公演や作品展示会に係るリハーサルや練習であり、事業（イベント）実施日当日に利用した施設使用料であれば対象となります。なお、事業（イベント）実施日前のリハーサルや練習の施設使用料は対象外となります。
③ 使用する施設に備えられている設備器具以外で申請者等がレンタル等した設備器具使用料は補助の対象となるのか？	補助対象となる設備器具使用料は、補助対象事業で使用する施設にすでに備えられており、施行時に利用料金表のある設備器具の使用料に限りです。使用施設外からレンタル等した設備器具使用料、運搬料は、対象外となります。
④ 前金で施設使用料を既に施設に全額支払ってしまっている場合でも、補助の対象となるのか？	必要な要件を満たしている公演や展示であれば対象となります。ただし、事業（イベント）の実施日が補助金の交付決定後のものに限りです。
⑤ 緊急事態宣言の発令によるイベント自粛要請等、やむを得ない事情により公演や作品展示会を中止または延期した場合、施設のキャンセル料金は補助の対象となるのか？	緊急事態宣言の発令等により自治体の要請を受けて補助の決定を受けたイベントをやむを得ず中止または延期した場合には、施設のキャンセル料を補助対象とすることが可能です。この場合、中止判断を行った後速やかに「問合せ先」まで連絡してください。 なお、単に主催者の都合によりイベントを中止する場合には、補助金は交付されません。
⑥ 交付決定を受けた後、実際に公演を行ったところ、当日、延長料金が発生した。その分も補助の対象となるのか？	交付決定額の変更については、減額のみ認めることとし、増額変更はできません。そのため、当日延長料金が発生し、当初交付決定を受けた際の交付決定額を超えてしまった場合は、その超えた額は対象とはなりません。
⑦ 施設使用料は消費税等込みで申請できるのか？	施設使用料について、消費税等込みで補助金を申請いただくことは可能です。ただし、当該消費税等額が、消費税及び地方消費税の仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額。）となる場合、補助対象経費となりませんので、山梨県アーティスト活動再開支援事業事務局に報告してください。

山梨県アーティスト活動再開支援事業費補助金 Q&A

3 【補助の対象となる者について】

質問	回答
① 個人の場合、どのような人が補助対象となるのか？	<p>県内出身又は県内に居住したことがある個人であって、次のいずれかに該当する方。</p> <p>①平成30年4月1日から令和3年9月30日の間に2回以上、不特定多数の観客に対し有料の舞台公演や作品展示会を主催した実績がある方。</p> <p>②平成30年4月1日から令和3年9月30日の間に2回以上、舞台公演や作品展示会を主催した実績がある教養技能の教授業を行う方。</p> <p>③平成30年4月1日から令和3年9月30日の間に2回以上、舞台公演や作品展示会を主催した実績があり、指定・登録されている無形文化財及び無形民俗文化財の保護、継承を行っている方。</p> <p>※①②の方については、要件により補助率等が変わります。詳細は、募集要項(P3(3) 補助対象者)を参照いただくか、事務局へお問い合わせください。</p>
② 団体の場合、どのような団体が補助対象となるのか？	<p>代表者が県内出身又は県内に事務所等の住所がある団体であって、次のいずれかに該当する団体。</p> <p>①舞台公演や作品展示会等の文化芸術活動に直接携わることが目的とすることが定款により明らかで、平成30年4月1日から令和3年9月30日に2回以上、不特定多数の観客に対し有料の舞台公演や作品展示会を主催した実績がある団体。</p> <p>②平成30年4月1日から令和3年9月30日の間に、2回以上、舞台公演や作品展示会を主催した実績がある教養技能の教授業を行う団体。</p> <p>③平成30年4月1日から令和3年9月30日の間に、2回以上、舞台公演や作品展示会を主催した実績があり、無形文化財及び無形民俗文化財の保護、継承を行っている団体</p> <p>※上記に加え、団体の設立年などの要件があります。詳細は、募集要項を参照いただくか、事務局へお問い合わせください。</p>
③ 教養技能の教授業とは、どのような事業所が補助対象となるのか？	<p>一般に稽古事、習い事などを行っている教室と呼ばれる事業所が該当します。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピアノ、ヴァイオリン、ギター、琴、三味線、声楽等の音楽教室 ・書道、華道、茶道教室 ・バレエ教室 他
④ 補助率1/2となる補助対象者はどのような者なのか？	<p>個人で申請する方で(無形文化財、無形民俗文化財の保護、継承を行っている方を除く)、税務署に平成30年～令和2年分のいずれか1年分の文化芸術活動に係る所得税の確定申告を提出していない方が該当します。</p>
⑤ 文化芸術活動や教養技能の教授業、無形文化財、無形民俗文化財の保護・継承を行っているが、過去にイベント等を主催した実績はない。出演者としての実績だけでは不十分なのか？	<p>今回の補助事業については、コロナ禍の影響により、これまでご自身でイベント等を主催した実績のある方が、今回の補助で主催いただけるようになることを通じ、出演者の方も含めて公演の機会を創出することを目的としており、過去に主催されていた方を対象としております。</p>
⑥ 複数のアーティスト仲間を集めて、オムニバスライブを企画している。その際の申請者はどうすればよいのか？	<p>オムニバスライブやグループ展示の場合は、どなたかお一人を代表として定めていただき、その方が申請者となって申請してください。</p>
⑦ 法人格を有しない団体(権利能力なき社団)とは、どういった団体をさすのか？	<p>以下の要件を持つ団体のことをさします。</p> <p>令和3年10月1日現在、団体設立後1年以上であり、かつ以下の(i)～(iii)の全てについて明記されている定款もしくは定款に類する規約等を有する団体</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること (ii) 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること (iii) 団体活動の本拠としての事務所を有すること
⑧ アマチュアバンドは、個人での申請となるか、団体での申請となるのか？	<p>バンドの申請については、代表者個人での申請になります。(バンドがQ&A3①に該当する場合)この場合、同一のバンド名及び代表者個人での申請回数は1回のカウントとなります。(バンドメンバーに変更があった場合でも同一バンド名での申請回数は1回です。)</p>
⑨ 複数の法人で構成する共同体がイベント主催者となる場合、申請者についてはどのように取り扱えばよいのか？	<p>いずれか1社を代表法人として定めていただき、その法人が申請者となって申請してください。</p>

山梨県アーティスト活動再開支援事業費補助金 Q&A

4 【補助対象事業を行うための施設について】

質問	回答
① どのような施設を使って行う事業（イベント）が補助の対象となるのか？	<p>山梨県内の施設のうち、次の施設が対象となります。</p> <p>（１）公演施設 劇場、ホール、ライブハウス等（屋外施設は除く）であって、以下のアからウまでの全てに該当する施設 ア. 施行時にすでに利用料金が明示されており、利用料金表の明示の確認ができること イ. 利用する施設の収容人数が1,000人程度までであること ウ. 山梨県新型コロナウイルス感染症拡大への協力要請を遵守する施設であること</p> <p>（２）展示施設 美術館、ギャラリー等であって、次のアからウまでの全てに該当する施設 ア. 施行時にすでに利用料金が明示されており、利用料金表の明示の確認ができること イ. 利用する施設の展示スペースの床面積が750㎡未満であること ウ. 山梨県新型コロナウイルス感染症拡大への協力要請を遵守する施設であること</p>
② 公営の施設を使う事業（イベント）も補助の対象となるのか？	公営の施設を使う事業についても対象となります。
③ 飲食店は、公演や展示の対象施設となるのか？	<p>原則として、飲食店は対象となりません。ただし、以下の場合は対象となります。</p> <p>■舞台公演施設 以下ア～ウの要件をすべて備えるライブハウスやライブバー、ライブレストランは対象となります。 ア 施行時にすでに舞台公演のための利用料金が明示されており、利用料金表の明示の確認ができること イ 利用する施設の収容人数が1,000人程度までであること ウ 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分になされていること</p> <p>■作品展示施設 以下ア～ウの要件をすべて備えるギャラリーカフェは対象となります。 ア 施行時にすでに作品展示のための利用料金が明示されており、利用料金表の明示の確認ができること イ 利用する施設の展示スペースの床面積が750㎡未満であること ウ 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分になされていること</p>
④ 施設利用料をどのように確認するのか？	補助対象となる施設は、利用料金が明示されていることが要件となっています。利用料金は、申請書の添付書類（施設の利用料が分かる書類（明細書、HP等で公表されている「料金表」等））で確認します。また、施設の利用料金について、施設に対し、過去の利用料金の実績が分かる書類（領収書等の控え等）を確認させていただく場合があります。
⑤ 施設の利用状況を確認をすることはあるのか？	事業（イベント）実施日に、施設の利用状況を確認するため、担当職員が訪問する場合があります。

5 【新型コロナウイルス感染症拡大防止策】

質問	回答
① 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策とは、具体的にどのようなものか？	<p>最新の業種別ガイドラインを参考に、最も適切な対策を講じてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国（内閣官房）ホームページ「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」 →https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf ・山梨県ホームページ「山梨県新型コロナウイルス感染症拡大防止への協力要請」 → https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info_coronavirus_emergencymeasures20.html

山梨県アーティスト活動再開支援事業費補助金 Q&A

6 【申請について】

	質問	回答
①	申請回数に制限はあるのか？	<p>申請にあたっては、申請回数の上限を設けておりませんが、補助上限額を設けています。</p> <p>(1) 補助率10/10の場合 ①舞台公演の場合、出演者について、1人又は1グループにつき、100万円まで ②作品展示の場合、作者について、1人又は1グループにつき、30万円まで</p> <p>(2) 補助率1/2の場合 ①舞台公演の場合、出演者について、1人又は1グループにつき、50万円まで ②作品展示の場合、作者について、1人又は1グループにつき、15万円まで ※補助率が1/2の場合、円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて補助します。</p> <p>(3) 抗原検査キット 抗原検査キット等を購入する場合、1申請あたり補助金額の上限は36万円まで</p> <p>※上限額には、第1期からの交付額を合算します。 例) 舞台公演で補助率10/10の方が、第1期で20万円の補助金交付を受けた場合、第3期での申請可能額は80万円までとなります。</p> <p>※グループに属する出演者又は作家の場合、グループとしての出演又は出展と、個人としての出演又は出展は、別の演者又は出展者として取り扱います。 例) グループ「BUNKA」に属する出演者A、B、C、Dについて、「BUNKA」としての上限額まで申請可能、A、B、C、Dのそれぞれのソロ公演は、個人としての上限額まで申請可能</p>
②	個人演者として出演する場合と、グループ演者として出演する場合では、出演者としてのカウントは同一となり、補助上限額は合算扱いとなるのか？	<p>その場合は、個人としての出演とグループとしての出演、それぞれ「別の演者」として取り扱います。したがって、補助上限額は別の扱いとなります。</p> <p><例> 次の4パターンはすべて、「別の演者」として取り扱います。 ①演者Aによるソロライブ ②演者A、B、C、Dによるグループライブ ③演者A&Bによるユニットライブ ④演者A&Cによるユニットライブ</p> <p>※①～④は、演者が全て違うパターンでの出演によるもの。</p>
③	自身が演者として申請した事業（イベント）にBと共演し、Bが演者として申請する事業（イベント）に自身が共演する場合は、出演者としてのカウントは同一となり、補助上限額は合算扱いとなるのか？	<p>同一演者の出演による事業（イベント）の申請は、出演者としてのカウントは同一となりますので、補助上限額は1期からの合算扱いとなります。</p> <p><例> 次の2パターンは「同一の演者」として取り扱います。 ①演者A&Bによるユニットライブ ②演者B&Aによるユニットライブ</p> <p>※①②は、同一の演者が出演するもの。</p>
④	複数の事業を申請したい場合、申請書はまとめて記入してもよいのか？	<p>1事業ごとに分けて記入し、提出してください。 具体的には、公演や展示の内容（演目、演者、作者、展示内容等）が異なるものについては、分けて記入してください。同じ内容のものを複数日にわたって実施する場合は、事業としてまとめていただく必要があります。</p>
⑤	申請者本人を確認する書類にはどのような物があるのか？（個人で申請する場合）	<p>次のいずれか1点を申請の際提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証（両面） ・保険証（住所記載面含む） ・パスポート（顔写真掲載ページ） ・写真付き住民基本台帳カード ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 <p>※ただし、<u>マイナンバーカード</u>は、個人番号の取り扱いがあるため、<u>対象となりません。</u></p>
⑥	教養技能の教授業を行う個人で、税務署に確定申告を提出していない場合は、教授業による収入を確認する書類を提出するのか？	<p>申請にあたって、教授業による収入を確認できる書類（任意のもの）の提出が必要となります。例えば次のような書類が考えられます。 <例> ・月謝等の収入を記した帳簿等の写し</p>

山梨県アーティスト活動再開支援事業費補助金 Q&A

⑦	<p>舞台公演の場合、改正前は、最大2日分が補助対象となったが、同一公演を各々1日ずつ違う会場で行う場合は、両会場とも補助対象となるのか？</p>	<p>今回の改正により、令和4年10月1日～令和5年2月28日までにを行う事業で、申請要件を満たせば補助上限額までは補助対象となります。</p>
⑧	<p>申請書類は持参してもよいか？</p>	<p>持参による受付は行っておりません。申請書類については、原則メールでのご提出をお願いいたします。 メールでの提出が難しい場合は、郵送にてご提出ください。郵送される際は、「特定記録」又は「簡易書留」など、配達記録される方法で送付してください。</p>

山梨県アーティスト活動再開支援事業費補助金 Q&A

7 【実績報告】

	質問	回答
①	事業（イベント）実施後の実績報告書提出について、法人の会計処理の都合で支払いが完了せず、事業完了後14日以内に書類を揃えることが難しい。どうすればよいか？	支払いの証拠書類等の添付書類が間に合わない場合は、まずは補助金ウェブページに記載の「問合せ先」へご連絡ください。そのうえで、添付が困難な書類以外は実績報告書と併せて、事業完了後14日以内にご提出ください。
②	施設使用料を消費税込みで申請したのち、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に該当することが明らかになったので、実績報告を消費税抜きで提出してよいのか？	実績報告書の「補助金請求額」欄に消費税等抜きを記載の上報告してください。

8 【その他】

	質問	回答
①	「交付決定通知書」を受領すれば、すぐに補助金はもらえるのか？	「交付決定通知書」はあくまでも、申請いただいた事業内容が補助の対象となることをお伝えするものであり、この通知書を以てすぐに補助金が入金されるということではありません。「交付決定通知書」受領後に、申請書どおりに事業（イベント）を実施する必要があります。 事業（イベント）完了後14日以内、又は令和5年3月7日のいずれか早い時期までに、事務局に実績報告書や支払いの証拠書類を提出していただき、内容が適正であると認められた後にお支払いします。実績報告書や支払いの証拠書類の提出がない場合、または実施された事業内容が申請されたものと異なる場合は、補助金をお支払いすることができません。 但し、令和4年10月1日～令和5年2月15日までに実施した事業について、令和5年2月15日までに（様式第1-1号）により申請書及び実績報告書の提出があり、交付決定及び額の確定通知がされた場合は、補助金をお支払いすることができます。
②	事業（イベント）実施前に補助金の支払いを受けられることはできるか？	事業（イベント）実施前に補助金のお支払いはできません。 事業（イベント）の完了後14日以内、又は令和5年3月7日のいずれか早い時期までに、事務局に実績報告書や支払いの証拠書類を提出していただき、内容が適正であると認められた後にお支払いします。実績報告書や支払いの証拠書類の提出がない場合、または実施された事業内容が申請されたものと異なる場合は、補助金をお支払いすることができません。 但し、令和4年10月1日～令和5年2月15日までに実施した事業について、令和5年2月15日までに（様式第1-1号）により申請書及び実績報告書の提出があり、交付決定及び額の確定通知がされた場合は、補助金をお支払いすることができます。